

事業番号	121
------	-----

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	高齢者生活支援事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	長寿介護課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	長寿福祉係							
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		13 高齢者福祉		2 高齢者の地域での生活を支援する									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	2		目	1		大	3		中	2	
	根拠法令・個別計画	小牧市高齢者外出支援サービス事業実施要綱外4要綱														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	17 %			委託	83 %			助成	0 %					
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	・高齢者の在宅生活の継続を図る。														
	内容 (手段)	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス 要介護3以上の方にリフト付き車両等の利用料を助成する。 ・家事援助サービス事業 ひとり暮らし高齢者に家事援助員を派遣し、調理などの軽微な家事援助を行う。 ・訪問理美容サービス 要介護3以上の方に出張理美容サービスを行う。 ・寝具乾燥クリーニング ひとり暮らし高齢者及び要介護3以上の方に寝具の乾燥クリーニングを年5回行う。 ・軽度生活援助サービス 高齢者世帯に庭の手入れ等の軽易な日常生活上の援助を行う。 <p>【直接経費の主な内訳】 外出支援サービス委託料 4,329千円 家事援助サービス委託料 485千円 訪問理美容サービス委託料 1,332千円 寝具乾燥クリーニング委託料 589千円 軽度生活援助サービス委託料 492千円</p> <p>平成24年度は、3.2.1.0301介護予防支援事業を統合</p>														
受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス、家事援助サービスは、概ね1割負担 ・訪問理美容サービスは千円/回、軽度生活援助サービスは80円/h、寝具乾燥クリーニングは200円若しくは300円/枚 															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	10,462	8,856	8,297	46,162	
		正職員	従事者数	人	0.30	0.30	0.30	0.50
			人件費	千円	1,595	1,595	1,595	2,659
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	1.00
			人件費	千円	0	0	0	1,298
		費用合計	千円	12,057	10,451	9,892	50,119	
	対前年比	%		86.6	94.6	506.6		
財源	一般財源	千円	11,425	9,969	9,320	37,632		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	632	482	572	12,487		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	利用者数 (外出支援サービス)	人	目標		154	147	147
実績				140	137	150	
利用者数 (訪問理美容)	人	目標		109	111	131	131
		実績		113	125	129	
利用者数 (寝具クリーニング)	人	目標		149	170	126	188
		実績		164	120	188	
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	延利用回数 (外出支援サービス)	回	目標		996	957	900
実績				912	858	922	
延利用回数 (訪問理美容)	回	目標		362	336	446	446
		実績		403	425	444	

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	高齢者の在宅生活の継続に必要なサービスを、適切に実施し、各サービスの利用状況は、ほぼ目標値を達成できている。
	事業実施における課題等		家事援助サービス及び軽度生活援助サービスの利用できる対象者の選定基準 家事援助サービスについては、介護認定非該当となった方で面接を行い決定しているが、その方の身体状態で決定されるため、判断が難しいこと、軽度生活援助サービスについては、65歳以上のひとり暮らしか高齢者のみの世帯が対象となっており、収入状況に関らず一律の金額において、サービスをうけられてしまうことが課題である。
	事業を縮小・廃止したときの影響		高齢者の在宅生活の継続を支援できないので、安心した在宅生活に支障をきたす恐れがある。
今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持	
	判定理由	今後の高齢社会において、高齢化率の伸びや住み慣れた地域社会の中で引き続き生活することを支援するために必要であると考えます。	
	改善案等	出前講座や地区民生委員協議会の折にPRを行う等、周知方法についてきめ細かく行い、再度高齢者生活支援事業の周知を図る。 高齢者生活支援事業は必要であるが、家事援助サービス及び軽度生活援助サービスの利用できる対象者の選定基準については、他市の状況を調査の上改めて検討を行う。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。65歳以上のひとり暮らしか高齢者のみの世帯を対象としている「軽度生活援助サービス」については、今後、高齢化が進む中、対象者の増加が見込まれるため、事業において、対象とする高齢者の基準について見直しを行うこと。